



平成 23 年 1 月 18 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井 道夫
(東京証券取引所第一部：8628)

少額投資の手数料無料化について

松井証券は、株式取引における少額投資の手数料を無料（0円）といたします。

【株式取引（現物・信用取引）における少額投資の手数料無料化】

手数料無料の対象	具体的内容
10 万円以下 手数料無料 (1月24日開始予定)	1日の株式約定代金（現物・信用取引の合計）が10万円以下の 場合、手数料を無料とする
信用取引口座の 開設後一定期間 30 万円以下 手数料無料 (2月中旬開始予定)	新たに信用取引口座を開設したお客様について、口座開設以 降6ヶ月間は、1日の株式約定代金（現物・信用取引の合計） が30万円以下の場合、手数料を無料とする ※信用取引口座を開設した日から6ヶ月後の月末まで、1日の株式約定代金が 30万円以下の場合には、当該手数料が無料になります。 ※信用取引口座を開設して6ヶ月以内に口座を閉鎖した場合には、閉鎖日以降 の取引については当該無料の対象とはなりません。 ※1月18日以降に信用取引口座を閉鎖後、再開を行った場合には、原則と して当該無料の対象とはなりません。

※上記手数料はインターネット経由の場合。電話経由の委託手数料は約定代金×1.05%（最低手数料21円）です。
※信用取引口座の開設には審査があります。審査結果によっては、信用取引口座の開設をお断りする場合があります。

昨年1年間の主要三市場における個人株式売買代金は、前年からさらに18%減少し約119兆円となり、三市場全体の売買代金に占める個人の比率も18%まで低下しています。今回、少額投資の手数料を無料化することで、新たな投資家を株式市場に呼び込み、個人投資家の取引が活性化することを期待しています。

松井証券は、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

以上



<金融商品取引法に係る表示>

- 株式取引、信用取引は株価の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 信用取引は取引額が差入れる委託保証金の額に比べて大きいため、損失額が差入れた保証金の額を上回ることがあります。
- 株式取引、信用取引の委託手数料はインターネット経由の場合 1 日の約定代金の合計が 10 万円まで 21 円 (1 月 24 日 (月) 取引分以降は 0 円)、30 万円まで 315 円、50 万円まで 525 円、100 万円まで 1,050 円、以後 100 万円増えるごとに 1,050 円加算されます。約定代金が 1 億円以上の場合 105,000 円 (上限) です。電話経由の場合は約定代金×1.05% (最低手数料 21 円) です。無期限信用取引の場合、保有期間が 6 か月超の建玉の返済時手数料と日計り取引の片道手数料は無料です。また単元未満株売却の委託手数料はインターネット経由の場合、1 約定ごとに約定代金×0.63%です。単元未満株売却の電話経由の委託手数料は、約定代金×1.05%です。手数料表示はすべて税込です。
- 信用取引は手数料のほかに金利、貸株料、品貸料 (逆日歩)、管理費、名義書換料、権利処理手数料がかかります。制度信用取引の場合、買付けは年利 3.1%の金利、売付けは年利 1.15%の貸株料と品貸料 (逆日歩) がかかります。無期限信用取引の場合、買付けは年利 4.1%の金利、売付けは年利 2.0%の貸株料がかかります。
- 管理費、名義書換料の上限額はそれぞれ、1,050 円、10,500 円 (いずれも税込) です。
- 無期限信用取引の権利処理手数料は理論価格×3%です。
- 品貸料 (逆日歩) は、その時々々の株式調達状況等に基づき決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- 信用取引の取引金額は差入れる委託保証金の額を上回ることがあります。信用取引での取引金額は差入れた保証金額の約 3.2 倍の金額です。
- 委託保証金は売買代金の 31%以上、最低 30 万円が必要です。委託保証金には現金のほか有価証券を代用として使用することができ、掛目は原則として 80%です。
- 「制度信用取引」と「無期限信用取引 (一般信用取引)」では、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約があります。無期限信用取引は、上場廃止、合併、株式併合、株式分割等の事象が発生した場合や、当社の与信管理の都合上、あるいは株式の調達が困難となった場合等において、返済期限が設定されることがあります。
- 信用取引では、委託保証金の種類、委託保証金率および代用有価証券の掛目は金融商品取引所等の規制等または当社独自の判断によって変更されることがあります。
- 当社 WEB サイトの契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、取引規程等をご覧ください。内容を十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任によりお申込みください。
- 口座開設料は無料です。口座基本料は個人の場合には原則無料ですが、上場会社、資本金が 1 億円超の未上場会社、宗教・学校法人等の場合には、年間 31,500 円 (税込) の特別課金を行う場合があります。ただし、口座開設月から 1 年間は無料とし、過去 1 年間に取引がある場合には次の 1 年間は無料とします。
※口座開設後、各種書面の交付方法を電子交付から郵送交付に変更した場合、書面の郵送管理費として年間 1,050 円 (税込) をご負担いただく場合があります。
- 松井証券株式会社 (金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 164 号/加入協会名 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会)

【お客様からのお問い合わせ先】
口座開設サポート (平日 08:30~17:00)
0120-021-906 (03-5216-0617)

【報道関係からのお問い合わせ先】
取締役 和里田 聡
03-5216-8650

大正7年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに